

令和 8 年 度
監 査 結 果 報 告 書
(上 期 定 期 監 査)

東大阪市監査委員

目 次

監査結果報告書

東大阪監査公表第 4 号	1
--------------------	---

環境部

東大阪監査公表第 5 号	13
--------------------	----

選挙管理委員会事務局

東大阪監査公表第4号

令和8年8月10日

東大阪市監査委員	向	川	茂	弘
同		谷	中	克行
同		山	崎	毅海
同		西	村	潤也

監査結果に関する報告の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を行った結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

監査結果報告書

第1 東大阪市監査基準への準拠

令和8年度上期定期監査は、東大阪市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査等

第3 監査の対象

環境部 環境企画課、循環社会推進課、環境事業課、東部環境事業所、中部環境事業所、西部環境事業所、北部環境事業所、美化推進課、公害対策課、産業廃棄物対策課の所管事務（主に令和7年度分）

第4 監査の着眼点

今回の監査は、主に令和7年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているか、また、令和8年度の定期監査の重点項目として定めた①契約事務、②財産管理、③補助金交付事務の各項目が適正に行われているかを主眼として実施した。

第5 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部の提出を求め、内容の点検、確認、照合等を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所 監査委員事務局執務室ほか
- 2 実施日程 令和8年5月12日から令和8年8月10日まで

第7 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した

事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

環境企画課

補助金交付事務について

当課で交付している補助金において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 要綱改正起案において、事務専決規程別表第1一般総則事項に基づく必要な合議を行っていないもの。
- (2) 文書取扱規程第39条及び第40条において、文書の保存期間及び文書分類表について規定されているが、10年保存である要綱改正起案を誤った簿冊に分類し、5年保存としているもの。
- (3) 実績報告書が、規定する期限を遅延して提出されているもの。
- (4) 企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、購入備品等に補助事業であることの表示を義務付けるように定められているものの、義務付けていないもの。

循環社会推進課

1 地域ごみ減量推進事業委託契約について

当課では、ごみ減量に関する市民意識の向上、減量化・資源化の取組、環境美化や清潔なまちづくりに関する活動等を地域毎に推進することを目的とした地域ごみ減量推進事業について、東大阪市地域ごみ減量推進協議会（以下「協議会」という。）と委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 契約書において、業務の内容は示しているものの、具体的ではなく、仕様書も作成していないため、市が委託業務として求める成果が明確でない。
適正な事務処理をされたい。
- (2) 協議会の事務局配分額が委託料に含まれているが、積算根拠が明確でなく、繰越金が累積されている。

事業計画や事業報告書の提出を求め、不用額があれば精算するなど、適正な事務処理を

されたい。

2 再生資源集団回収奨励金について

当課では、再生資源集団回収奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、奨励金を交付している。要綱では、交付対象団体を、本市内の構成世帯数がおおよそ 20 世帯以上の地域の活動を行う自治会、その他営利を目的としない地域住民団体とし、事業所、商店などの団体については対象としないとしている。また、奨励金の交付を受けようとする交付対象団体は、あらかじめ申請して登録を受けなければならないと規定している。

ところで、団体の登録申請において提出を求めている書類の不備が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

環境事業課

1 大型ごみ処理手数料収納事務委託契約について

当課では、大型ごみの収集手数料の収納及び大型ごみ処理券の交付に係る事務について、コンビニエンスストアと委託契約を締結している。

ところで、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項において、収納事務を委託したときは、当該委託を受けた者の名称等を告示しなければならないと規定されているが、告示を行っていない。

適正な事務処理をされたい。

2 家庭系ごみ地域定期収集運搬業務委託契約について

当課では、家庭から定期的に排出されるごみの収集運搬業務について、債務負担行為を設定し、業者と複数年の委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書において、業務実施計画書及び業務に必要な関係書類（以下「計画書等」という。）を提出し、承認を受けなければならないと規定しているが、提出された計画書等に添付漏れや記載漏れがあるもの。
- (2) 労働関係法令の遵守に関する報告書が毎年度提出されていないもの。

3 家庭系ごみ地域定期収集運搬業務に係る各作業日報について

当課が委託している家庭系ごみ地域定期収集運搬業務においては、業務終了後、車両ごとに
出・入庫時間、走行距離、給油量、作業従事者、東大阪都市清掃施設組合への搬入時間、積載
量などを記載した作業日報（以下「日報」という。）の作成及び提出を業者に求め、各環境事業
所がこれを保管している。

ところで、日報に掲げられた所定項目において、前回の監査指摘以降、改善傾向にあるもの
の、いまだ記載漏れ等の不備が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

環境事業所

1 自家用電気工作物保安管理業務委託契約について

環境事業所では、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督業務について、
業者と委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書において、保安業務担当者には電気事業法施行規則に適合する者を当てると規定
しているが、適合しているかの確認を行っていないもの。

(東部・中部・北部各環境事業所)

- (2) 地方自治法において、前金払は例外的な支払方法であり、性質上前金払をしなければ契
約をすることが困難であるものに限定されているが、正当な理由がないにもかかわらず、前
金払をしているもの。

(北部環境事業所)

- (3) 契約書において、定期的に点検等を行い、報告すると規定しているが、月次点検に係る
報告書は提出されているものの、年次点検に係る報告書が提出されていないもの。

(北部環境事業所)

2 郵便切手の管理について

当事業所では、郵便切手について、切手受払簿（以下「受払簿」という。）を備え付けて管理
している。

ところで、郵便切手の管理において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

(北部環境事業所)

- (1) 受払簿に記載された郵便切手の残高と実際の残高に差異が生じているもの。
- (2) 月ごとに複数の職員で行うとされている受払簿と郵便切手の確認及び決裁を、毎月行っていないもの。

3 備品等の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品等の管理において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 備品管理システムに登録されているが、現物が見当たらないもの。

(西部・北部各環境事業所)

- (2) 備品管理システムに登録されていないもの。

(東部・西部・北部各環境事業所)

- (3) 備品管理システムに登録された所属と異なる所属での使用が常態となっているもの。

(東部・中部・北部各環境事業所)

- (4) 運行日誌を備え付けていないもの。

(中部環境事業所)

- (5) 同規則第 193 条において、備品については、備品整理票を貼り付けるなどにより、品名、整理番号（以下「品名等」という。）を表示しなければならないと規定されているが、品名等を表示していないもの。

(東部・中部・北部各環境事業所)

- (6) 物品受払簿を備え付けていないもの。

(東部環境事業所)

4 公用車の安全運転管理について

公用車の安全運転管理については、運転前後の酒気帯びの有無や運転免許証有効期限を確認

し、安全運転管理確認表に記録すると定められている。

ところで、同確認表を作成していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

(西部・北部各環境事業所)

5 出納員印の管理について

出納員印については、毎週金曜日に出納員が出納員印の保管状況の確認を行い、公印（出納員印）保管確認簿に確認した旨を記入するとともに、毎月の最終確認日には出納員及び担当職員が、その月における出納員印の保管状況に問題がなかったことを確認し、公印（出納員印）保管状況報告書の該当月の決裁欄に署名又は押印するよう会計管理者から通知されている。

ところで、公印（出納員印）保管状況報告書は作成しているが、公印（出納員印）保管確認簿は作成していない。

適正な事務処理をされたい。

(東部環境事業所)

6 特殊勤務手当の支給について

環境事業所では、ごみの収集又は処理作業に従事したとき及び犬、猫等の動物の死体の収集作業に従事したとき並びに年末年始の期間に従事したときは、職員に特殊勤務手当が支給されている。

ところで、会計年度任用職員の特殊勤務手当に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

(東部・中部・西部・北部各環境事業所)

- (1) 会計年度任用職員の任用時に、労働基準法第15条第1項及び同法施行規則第5条第1項第3号に規定されている賃金の締切り及び支払の時期の明示を書面で行っていないもの。
- (2) 事務専決規程別表第1財務事項において、給与に係る支出負担行為の決裁区分は部長等と規定されているが、支出負担行為兼命令書により総括主幹が決裁しているもの。

7 ごみ収集運搬業務に係る各作業日報について

環境事業所においては、日々のごみ収集運搬業務について、業務終了後、車両ごとに出入庫時間、作業終了時間、走行距離、給油量、作業従事者、東大阪都市清掃施設組合への搬入時間、積載量などを記載した作業日報（以下「日報」という。）を作成している。また、家庭系ごみ地域定期収集運搬業務委託分についても日報の作成及び提出を業者に求め、各環境事業所がこれを保管している。

ところで、日報に掲げられた所定項目において、前回の監査指摘以降、改善傾向にあるものの、いまだ記載漏れ等の不備が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

（東部・中部・西部・北部各環境事業所）

美化推進課

1 庁舎清掃業務委託契約について

当課では、庁舎清掃業務について業者と長期継続契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- （１） 契約事務チェックリストで確認しているにもかかわらず、権利の譲渡等の制限に関する条項、民法の改正内容に関する条項等多数の項目について契約書で規定していないもの。
- （２） 労働関係法令の遵守に関する報告書が毎年度提出されていないもの。
- （３） 委託業務の履行確認を簡易な報告書で行っており、担当者名の届出や清掃場所、清掃内容等の履行確認を十分に行っていないもの。

2 備品等の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品等の管理において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- （１） 備品管理システムに登録されていないもの。
- （２） 同規則第 193 条において、備品については、備品整理票を貼り付けるなどにより、品名、

整理番号（以下「品名等」という。）を表示しなければならないと規定されているが、品名等を表示していないもの。

（３） 物品受払簿を備え付けていないもの。

3 公用車の安全運転管理について

公用車の安全運転管理については、運転前後の酒気帯びの有無や運転免許証有効期限を確認し、安全運転管理確認表に記録するよう定められている。

ところで、同確認表を作成していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

4 作業日報について

当課では、不法投棄ごみ撤去等の業務終了後、車両ごとに、作業終了時間、走行距離、給油量、運転手名、作業員名、搬入計量、作業内容などを記載した作業日報（以下「日報」という。）を作成している。

ところで、日報を作成していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

公害対策課

資金前渡事務について

当課では、財務規則第 41 条の規定に基づき、駐車場使用料について、資金の前渡を受けている。

ところで、前渡資金を使用せず立替払をしているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

産業廃棄物対策課

1 一般廃棄物（し尿）に係る処理手数料徴収事務委託契約について

当課では、一般廃棄物（し尿）に係る処理手数料（以下「手数料」という。）の徴収事務について、公益財団法人東大阪市公園環境協会と委託契約を締結している。

ところで、徴収した手数料の払込みが遅延しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

2 東事業所下水道放流施設包括的管理業務委託契約について

当課では、下水道放流施設である東事業所の運転管理及び維持管理業務について、業者と長期継続契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 労働関係法令の遵守に関する報告書が毎年度提出されていないもの。
- (2) 仕様書において規定している、毎月のユーティリティ費の使用量の報告及び年度ごとの変動ユーティリティ費に要した経費の明細が提出されていないもの。
- (3) 委託料の精算に係る提出書類が遅延した件に係る適正な事務執行を求める通知(以下「通知」という。)については、遅延損害金を請求した事案であり、事務専決規程第4条に規定する決裁区分とすべきところ、課長決裁しているもの。また、誤った簿冊に分類し、保存しているもの。
- (4) 通知に対する回答書が提出されているが、文書管理システムに登録していないもの。

3 郵便切手等の管理について

当課では、郵便切手等について、郵便発送簿・切手受払簿(以下「受払簿」という。)を備え付けて管理している。

ところで、郵便切手等の管理において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 受払簿に記載された郵便切手等の残高と実際の残高に差異が生じているもの。
- (2) 月ごとに複数の職員で行うとされている受払簿と郵便切手等の確認及び決裁を、毎月行っていないもの。

東大阪監査公表第5号

令和8年8月10日

東大阪市監査委員	向	川	茂	弘
同		谷	中	克行
同		山	崎	毅海
同		西	村	潤也

監査結果に関する報告の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を行った結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

監査結果報告書

第1 東大阪市監査基準への準拠

令和8年度上期定期監査は、東大阪市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査等

第3 監査の対象

選挙管理委員会事務局の所管事務（主に令和7年度分）

第4 監査の着眼点

今回の監査は、主に令和7年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているか、また、令和8年度の定期監査の重点項目として定めた①契約事務、②財産管理、③補助金交付事務の各項目が適正に行われているかを主眼として実施した。

第5 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部の提出を求め、内容の点検、確認、照合等を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所 監査委員事務局執務室ほか
- 2 実施日程 令和8年5月28日から令和8年8月10日まで

第7 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

選挙管理委員会事務局

1 選挙公報配布業務委託契約について

当事務局では、全世帯への選挙公報配布業務について、業者と委託契約を締結している。

ところで、厚生労働省より、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（以下「基準」という。）が示されているが、仕様書において、誤認を与える可能性がある表現が見受けられた。

基準に従い、委託業務の範囲及び実施方法について明確にされたい。

2 タクシー借上契約について

当事務局では、選挙における投票箱等の送致を目的とするタクシーの借上について、業者と単価契約を締結している。

ところで、当該契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約締結により直ちに権利義務が発生し、具体的な支出義務が生じるとして契約締結時に支出負担行為を行っているが、契約書に総額が記載されていないもの。
- (2) 財務規則第107条において、随意契約の相手方は、急施を要するときその他特別の理由があるときを除き、有資格者名簿に登載された者でなければならないと規定されているが、有資格者名簿に登載されていない業者と契約を締結しているもの。